

労働者派遣事業に係る情報公開（待遇決定方式）

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条5項に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下の通り公開致します。

<p>労使協定の締結の有無</p>	<p>当社では、労働者派遣事業の許可を得ている全ての事業所（13事業所）を1つの締結単位として労使協定を締結しています。</p>
<p>労使協定の対象となる派遣労働者の範囲</p>	<p>当社の労使協定は、以下の職種に就業される派遣労働者の皆さまに適用されます。</p> <p>4研究者、6開発技術者、7製造技術者、8建築・土木・測量技術者、9情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）、10情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）、11その他の技術の職業、15著述家、記者、編集者、16美術家、写真家、映像撮影者、17デザイナー、18音楽家、舞台芸術家、19図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、20その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業、21医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、22保健師、助産師、23看護師、准看護師、24医療技術者、25栄養士、管理栄養士、26あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、27その他の医療・看護・保健の専門的職業、28保健医療関係助手、29保育士、幼稚園教員、30学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者、31学校等教員、32習い事指導等教育関連の職業、33総務・人事・企画事務の職業、34一般事務・秘書・受付の職業、35その他の総務等事務の職業、36電話・インターネットによる応接事務の職業、37医療・介護事務の職業、38会計事務の職業、39生産関連事務の職業、40営業・販売関連事務の職業、41外勤事務の職業、42運輸・郵便事務の職業、43コンピュータ等事務用機器操作の職業、44小売店・卸売店店長、45販売員、46商品仕入・再生資源卸売の職業、47販売類似の職業、48営業の職業、49福祉・介護の専門的職業、50施設介護の職業、51訪問介護の職業、52家庭生活支援サービスの職業、53理容師、美容師、美容関連サービスの職業、54浴場・クリーニングの職業、55飲食物調理の職業、56接客・給仕の職業、57居住施設・ビル等の管理の職業、58その他のサービスの職業、64農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）、67生産設備オペレーター（金属製品）、68生産設備オペレーター（食料品等）、69生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）、70機械組立設備オペレーター、71製品製造・加工処理工（金属製品）、72製品製造・加工処理工（食料品等）、73製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）、74機械組立工、75機械整備・修理工、76製品検査工（金属製品）、77製品検査工（食料品等）、78製品検査工（金属製品・食料品等を除く）、79機械検査工、80生産関連の職業（塗装・製図を含む）、81生産類似の職業、82配送・集荷の職業、83貨物自動車運転の職業、84バス運転の職業、85乗用車運転の職業、86その他の自動車運転の職業、88その他の輸送の職業、89施設機械設備操作・建設機械運転の職業、94電気・通信工事の職業、95荷役・運搬作業員、96清掃・洗浄作業員、97包装作業員、98選別・ピッキング作業員、99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業</p> <p>※いずれも「職業安定業務統計」の「中分類」によります。</p>

労使協定の有効期間 終期	2027年3月31日
-----------------	------------

- ※ 2026年度（令和8年度（2026年4月1日～2027年3月31日））の派遣労働者の待遇につきましては、2025年中に厚生労働省より公表される「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」（令和8年度適用）を元に上記労使協定の改定を予定しております。
- ※ 2027年度の労使協定は、2027年1月頃の締結を予定しております。